

支援センターだより
No.11

なぜ必要？ 税理士業務と成年後見制度

東北税理士会成年後見支援センター (公益活動対策部)

1 はじめに

平成24年8月号より連載してまいりました「東北税理士会成年後見支援センターだより」も11回目を迎えます。今号をもって最終回となります。

10回にわたりまして成年後見制度、後見人等の職務及び後見報酬など、成年後見に関する情報をお伝えしてまいりました。

今回は、開設より1年が経過しました成年後見支援センターの活動実績及び成年後見制度(未成年後見を含む)の現状と問題点を紹介していきたいと思

2 東北税理士会成年後見支援センターの活動実績

(1) 無料相談の実施

東北税理士会成年後見支援センターでは、成年後見制度を利

用している、あるいは利用をお

考えの方(一般の方、東北税理士会会員)の相談を受け付けております。開設以来現在までの相談件数等は次の通りです。

(相談者の内訳)

相談件数
一般の方 5名
東北税理士会会員 6名
(相談内容)

・成年後見制度全般 6件
・法定後見 2件
・任意後見 2件
・財産管理 1件
(相談例)

① 成年被後見人の相続対策について(贈与による財産移転)
(東北税理士会会員より)

・相談内容
成年被後見人の相続対策として贈与による財産移転を計画しているが問題はあるか?

・回答

成年後見制度は、被相続人の最善の利益を図るもので推定相続人の利益を図るものではないため、相続対策のための贈与は困難であると判断される。

② 成年後見人の身元保証依頼

(一般、福祉関係職員より)
・相談内容

物忘れ症状が激しくなり、規則的な食事が不可能なため施設(高齢者専用賃貸住宅)入所を考えているが、契約書に身元保証人の署名が必要であり、後見人等は、身元保証人になってくれるのか?

・回答

成年後見人等の法律上の職務内容に、身元保証人を引き受けるといふ業務はなく引き受けるべきではないと考える。施設が予定している身元保証人の職務が、成年後見人等の職務として対応できないかの確認が必要となる。(支援センターだよりNo.5参照)

③ その他

認知症の親族の火災保険更新手続や、顧問先からの相談に対応して任意後見契約の結び方など、いずれの相談も税理士業務に関連する内容であり、今後も業務を進めていくうえで、成年後見制度の知識

が、不可欠なものになると考えられます。

(2) 家庭裁判所からの成年後見人等候補者推薦依頼状況

成年後見支援センターでは、

センター開設当初、東北各県の家庭裁判所に支援センター開設のあいさつと推薦依頼を目的に訪問し、その後も家庭裁判所との協議等を行ってまいりました。その結果、平成24年中に青森家裁より未成年後見人候補者、福島家裁より成年後見監督人候補者、平成25年には、仙台家裁より、成年後見人候補者及び成年後見監督人候補者3件、合計6件の推薦依頼があり、東北税理士会成年後見人等推薦者名簿に登載されている会員を推薦しております。

これは、税理士が財産管理においてその職能を十分発揮できるものと認識された結果であり、今後も、成年後見制度において、税理士の重要性は増加するものと考えられます。

これは、税理士が財産管理においてその職能を十分発揮できるものと認識された結果であり、今後も、成年後見制度において、税理士の重要性は増加するものと考えられます。

3 成年後見制度(未成年後見を含む)の現状と問題点

(1) 申立件数の増加と第三者後見

平成23年における成年後見関

係事件の申立て件数は、3,1402件で、前年比は4・4%の増加となっています。超高齢化社会の現状を踏まえ、この著しい増加傾向は確実なものと考えられます。

全国的にみれば、第三者後見の割合も44・4%(平成23年)であり、親族後見の割合(55・6%)に近づきつつあり、いずれ超えることも考えられる状況になっていきます。

しかし、東北地方を取り上げてみますと、仙台家庭裁判所の管轄内では、親族後見の割合が73・5%と全国平均を大幅に超えています。

確実な監督業務を図る上では、第三者後見、特に専門職後見の割合を増加させる、或いは親族後見に専門職の監督人を就任させる必要があると考えられます。また、老人福祉法の改正で市民後見人が注目されています。市民後見人には、適正な後見事務を担保する必要があることから、専門職による監督人の就任が必要となると考えられます。

(2) 震災孤児と未成年後見制度

東日本大震災により、後見が必要な震災孤児が、仙台家裁管轄で96件発生しています。

成年に達するまでの財産管理

が必要となり未成年後見人或いは未成年後見監督人が必要となります。

確実な財産管理の必要性から親族後見が主であった未成年後見人を専門職後見に変更し、親族後見の場合でも未成年後見監督人による監督業務が必要であると家庭裁判所は判断しています。

未成年後見人、未成年後見監督人の担い手となる専門職が必要となっています。

(3) 成年後見制度と税理士

平成25年3月および4月に仙台家裁の裁判官、書記官および調査官と成年後見支援センターの相談員との協議会、研修会を実施しました。

仙台家裁から、積極的に専門職後見人（後見監督人）に税理士を登用したい旨の通知がありました。これは、税理士の財産管理能力に着目したものであるということです。

また、未成年後見制度につきましても未成年後見監督人の就任を打診されています。

このように、成年後見制度（未成年後見を含む）において、税理士の専門性と職能は注目されています。

4 おわりに

成年後見制度は、超高齢化社会を迎えている我が国においては欠かせない公的ミッションであるといわれており、税理士もその担い手として、社会的に大きく期待されています。それは、財産管理の能力はもとより、その高い倫理観にあります。

東北税理士会成年後見支援センターは、成年後見制度に積極的に関わっていただける税理士の養成を行い、後見人等に從事する税理士の管理と研修等を通して安心して活躍いただけるよう支援していきたいと考えています。

会員の皆様におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、一人でも多くの方に、成年後見制度に参加していただくことを、切に希望致します。

なお、「支援センターだより」のバックナンバーは、東北税理士会成年後見支援センターのホームページにて閲覧ができます。是非、ご利用下さい。

（成年後見支援センター長

高澤 圭一）